

大阪市立児童心理治療施設条例

○大阪市立児童心理治療施設条例

平成17年10月19日

条例第127号

改正 平成24年3月30日条例第52号

平成24年3月30日条例第53号

平成28年10月5日条例第90号

平成30年5月28日条例第58号

令和7年2月26日条例第1号

大阪市立情緒障害児短期治療施設条例を公布する。

大阪市立児童心理治療施設条例

(設置)

第1条 本市に児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条の2に規定する児童心理治療施設（以下「施設」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大阪市立児童院	大阪市西区立売堀4丁目
大阪市立弘済のぞみ園	大阪府吹田市古江台6丁目
大阪市立長谷川羽曳野学園	大阪府柏原市円明町

(休館日)

第2条 施設の休館日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 施設への入所の措置を受けた者（以下「入所者」という。）の使用 無休

(2) 入所者以外の者の使用

ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 12月29日から翌年1月3日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、第6条の規定により施設の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、施設の設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。
- 3 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

（供用時間）

第3条 施設の供用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 入所者の使用 午前0時から午後12時まで
- (2) 入所者以外の者の使用 午前9時から午後5時まで（土曜日にあつては、午前9時から正午まで）

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、施設の供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第3条第1項」と、「休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第3条第2項の規定により読み替えられた第2条第2項」と読み替えるものとする。

（入所又は通所の資格）

第4条 施設に入所又は通所できる者は、法第27条第1項第3号の児童心理治療施設への入所又は通所の措置を要すると認められた児童とする。

（入館の制限）

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、施設への入館を断り、又は施設から退館させることができる。

- (1) 入所者又は施設への通所の措置を受けた者に対する社会生活に適應するために必要な心理に関する治療及び生活指導の妨げになるおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者

- (3) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者
- (4) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (5) 管理上必要な指示に従わない者
- (6) その他管理上支障があると認める者
(管理の代行)

第6条 施設の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第7条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に
必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

(指定申請)

第8条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、施設の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

(欠格条項)

第9条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体

から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの

(3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 第1号に該当する者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

（指定管理予定者の選定）

第10条 市長は、第8条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

(1) 住民の平等な利用が確保されること

(2) 法第43条の2の目的に照らし施設の効用を最大限に発揮するとともに、施設の管理経費の縮減が図られるものであること

(3) 施設の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

（指定管理者の指定等の公告）

第11条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

（業務の範囲）

第12条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 施設に係る法第43条の2の目的を達成するため必要な事業（入所又は通所の決定に係るものを除く。）の実施に関する事
 - (2) 建物及び附属設備の維持保全に関する事
 - (3) その他施設の管理に関する事
- （施行の細目）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則（附則ただし書に規定する規定を除くその他の規定、平成18年4月1日施行、告示第304号）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第7条から第10条まで及び第11条前段の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの期間について大阪市立児童院の指定管理者を指定しようとするときは、第7条の規定にかかわらず、大阪市立児童院の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 前項に規定する場合における第8条、第10条及び第11条の規定の適用については、第8条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第10条中「第8条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第8条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」と、第11条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

附 則（平成24年3月30日条例第52号）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 大阪市立児童院に係るこの条例による改正後の大阪市立情緒障害児短期治療施設条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第6条から第10条まで及び第11条前段の規定の例により行うことができる。

附 則（平成24年3月30日条例第53号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月5日条例第90号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年5月28日条例第58号、平成31年4月1日施行、告示第364号）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 大阪市立長谷川羽曳野学園に係る第2条の規定による改正後の大阪市立児童心理治療施設条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第6条から第10条まで及び第11条前段の規定の例により行うことができる。

○刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和7条例1）
抄

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 第9条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止

前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第10条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則（令和7年2月26日条例第1号）抄

この条例は、令和7年6月1日から施行する。
